

## 中泊町高等学校通学サポート助成金交付要綱

令和8年6月26日  
中泊町告示第80号

### (趣旨)

第1条 町は、今後到来する人口減少社会等に対処すべく政策の一環として、子育て世帯の負担軽減、次代を担う人材育成、さらには定住の維持及び移住の促進を兼ねた教育環境の充実を図ることを目的とし、公共交通機関や高等学校が運行する生徒専用スクールバス（以下「スクールバス」という。）を利用しての通学に係る費用や下宿等に係る家賃費用の一部を予算の範囲内において助成するものとし、その交付については、中泊町助成金等の交付に関する規則（平成17年中泊町規則第61号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通機関 不特定多数の人が利用する鉄道（軌道）、バスなどで、所定の運賃を支払うことで乗ることができる交通機関
  - (2) スクールバス 運行主体が高等学校を運営している団体（学校法人など）で当該高等学校への通学を主たる目的として運行しているバス
  - (3) 下宿等 当該高等学校への通学を主たる目的として、親元を離れ、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5号に規定する施設のほか、マンションやアパート、学生寮等
  - (4) 家賃 賃貸借契約に規定する共益費や管理費を含まない賃貸料金
- (助成対象経費)

第3条 津軽鉄道線、JR五能線、弘南バス及びスクールバス等による最も経済的かつ合理的と認められる通学経路での通学に係る通学定期券購入費用、または当該高等学校へ通学するため、下宿等に係る家賃費用に対して助成するものとする。

### (交付対象要件)

第4条 本助成金の交付対象者の要件は、交付申請者が中泊町の住民基本台帳に登録され、かつ中泊町での居住実態が認められる者で、次に掲げる各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 交付対象者、交付申請者及び生計を同一にしている世帯員に町税等の滞納がないこと
- (2) 交付対象者、交付申請者及び交付申請者の属する世帯全員が暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第  
６号に該当しない者

（助成対象期間）

第５条 令和８年４月１日から令和９年３月３１日とする。

２ 前項で定めた対象期間において、第３条及び第４条の要件を満たさなくな  
ったときは、助成金の交付を当該事由が発生した月までとする。

（助成金の額及び交付方法）

第６条 助成金の額は、別表１に掲げるとおりとする。この場合において、複数  
の公共交通機関を利用することを妨げないものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、通学定期券や下宿等の賃貸借契約を月途中で解  
約した場合や通学定期券の有効期間、賃貸借契約期間に第５条に規定する期間  
以外の期間が含まれている場合は、日割り計算するものとする。

３ 助成金の額は、毎年１月、３月、７月及び１０月の四期（以下「四半期」と  
いう）ごとに、交付するものとする。

（交付申請）

第７条 交付申請者は、第４条に該当する者又はその保護者とする。

２ 助成を受けようとする者は、中泊町高等学校通学サポート助成金交付申請  
書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、中泊町長（以下「町長」  
という。）へ提出するものとする。

（１）通学定期券の写しまたは通学定期券購入・使用証明書（第２号様式）ま  
たは家賃支払証明書（第３号様式）

（２）通学手当等支給証明書（第４号様式）

（３）その他町長が必要と認める書類

（助成金の決定）

第８条 町長は前条の申請を受理したときは、四半期ごとにその内容を審査し、  
助成金の交付の可否を決定したときは、中泊町高等学校通学サポート助成金  
交付決定（却下）通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（申請受付期間）

第９条 申請受付期間は、別表２に掲げるとおりとする。

（返還）

第１０条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、町長  
は助成金の全部または一部の返還を請求することができる。

（１）虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（２）定期券の払い戻しを受けたとき

（３）この要綱に定める事項に違反したとき

２ 申請者は前項の規定により助成金の返還を請求された場合は、町長が定め

る期限までに助成金を返還するものとする。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(中泊町高等学校通学費助成金交付要綱の廃止)
- 2 中泊町高等学校通学サポート助成金交付要綱（令和 7 年度中泊町告示第 6  
0 号）は、廃止する。

別表 1（第 6 条関係）

| 区分        | 助成金の額                                                                                                                          | 助成限度額                                   | 交付期間の上限                                 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 自宅<br>通学  | 通学定期券購入費から各種助成等を差し引いた額の 2 分の 1<br>複数月の定期券を購入した場合、購入費を合算し、助成額を算出する。<br>ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。                  | 1 月当たり<br>10,000 円<br>(年額<br>120,000 円) | 申請時に在学する学校の課程を最短期間で修了するまで<br>・高等学校 3 年間 |
| 自宅外<br>通学 | 下宿等に係る家賃支払金額から食費相当分 (30,000 円) を差し引いた額の 2 分の 1<br>複数月の家賃を支払した場合、家賃支払額を合算し、助成額を算出する。<br>ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 |                                         |                                         |

別表 2（第 9 条関係）

| 通学定期券有効期間開始日<br>(下宿等賃貸借契約期間) | 申請受付期間               | 支払時期   |
|------------------------------|----------------------|--------|
| 4 月 1 日 から 6 月 30 日          | 7 月 1 日 から 7 月 7 日   | 7 月下旬  |
| 7 月 1 日 から 9 月 30 日          | 10 月 1 日 から 10 月 7 日 | 10 月下旬 |
| 10 月 1 日 から 12 月 31 日        | 1 月 1 日 から 1 月 7 日   | 1 月下旬  |
| 1 月 1 日 から 3 月 31 日          | 3 月 1 日 から 3 月 7 日   | 3 月下旬  |

備考

申請受付期間を過ぎた場合、次回の申請受付期間に申請することができる。

第 1 号様式（第 7 条関係）

中泊町高等学校通学サポート助成金交付申請書

年 月 日

中泊町長 殿

（申請者）住所：  
氏名：（続柄）  
電話：

中泊町高等学校通学サポート助成金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

|                               |                    |     |    |      |   |
|-------------------------------|--------------------|-----|----|------|---|
| 定期券利用者名                       |                    |     |    | 生年月日 |   |
| 学校名                           |                    |     |    | 学年   |   |
| 通学区間及び<br>定期券有効期間、<br>または下宿期間 | ～<br>年 月 日 ～ 年 月 日 |     |    | 金額   | 円 |
| 助成金請求額                        | 金 円也               | ※内訳 | 月分 | 円    |   |
|                               |                    |     | 月分 | 円    |   |
|                               |                    |     | 月分 | 円    |   |

（添付書類）通学定期券の写し、または通学定期券購入・使用証明書（第 2 号様式）、または家賃等支払証明書（第 3 号様式）

通学手当等支給証明書（第 4 号様式）

学生証の写し及び振込先口座の通帳の写し※初回申請時のみ

（振込先）

|            |                             |      |  |
|------------|-----------------------------|------|--|
| 金融機関名      | 銀 行<br>信用金庫<br>農 協<br>本店・支店 |      |  |
| 口座種別       | 普通・当座                       | 口座番号 |  |
| （ふりがな）口座名義 |                             |      |  |

※本申請書の提出をもって、町が助成金の交付の可否を決定する際に必要な税情報及び世帯情報等を閲覧することに同意したものとします。

第 2 号様式（第 7 条関係）

通学定期券購入・使用証明書

|            |                |         |  |
|------------|----------------|---------|--|
| 定期券番号      |                |         |  |
| (ふりがな)     |                | 生年月日    |  |
| 使用者氏名      |                |         |  |
| 住所         | 中泊町大字          |         |  |
| 電話番号       |                |         |  |
| 学校名        |                | 学年      |  |
| 通学乗車<br>区間 | から まで          |         |  |
| 使用期間       | 年 月 日 から 年 月 日 |         |  |
| 期間・経路      | ヶ月 / 年         | 往復 / 片道 |  |
| 発券日        | 年 月 日          |         |  |
| 定期券金額      | 円              |         |  |

上記のとおり、通学のために通学定期券を購入及び使用したことを証明します。

年 月 日

会 社 名

印

注 1 入居状況確認のため、販売会社へ連絡させていただく場合があります。

注 2 虚偽の申請、不正な手段または悪質な手段等により助成金の交付を受けた場合、助成金の返還を請求します。

第 3 号様式（第 7 条関係）

家賃支払証明書

|                                |                |      |  |
|--------------------------------|----------------|------|--|
| (ふりがな)                         |                | 生年月日 |  |
| 入居者氏名                          |                |      |  |
| 住所                             |                |      |  |
| 電話番号                           |                |      |  |
| 学校名                            |                | 学年   |  |
| 下宿先<br>施設名称                    |                |      |  |
| 下宿先住所                          |                |      |  |
| 下宿先電話番号                        |                |      |  |
| 下宿期間                           | 年 月 日 から 年 月 日 |      |  |
| 家賃支払金額<br>(ただし、共益費、管理費<br>は除く) | 円              |      |  |

上記のとおり、家賃金額が支払われ、入居していることを証明します。

年 月 日

管 理 者 名

⑥

注 1 入居状況確認のため、管理者へ連絡させていただく場合があります。

注 2 虚偽の申請、不正または悪質な手段等により助成金の交付を受けた場合、  
助成金の返還を請求します。

第4号様式（第7条関係）

通学手当等支給証明書

1 対象者

|              |                         |          |  |
|--------------|-------------------------|----------|--|
| (ふりがな)<br>氏名 |                         | 自宅<br>住所 |  |
| 通学先          | (学校名)<br>(住 所)<br>(連絡先) |          |  |

2 通学手当等支給状況

(1) 支給している

| 順路 | 交通機関等名称 | 利用区間 | 1ヶ月の<br>支給額 | 備考 |
|----|---------|------|-------------|----|
| 1  |         |      | 円           |    |
| 2  |         |      | 円           |    |
| 合計 |         |      | 円           |    |

| 下宿先名称 |  | 下宿期間 | 手当支給額 | 備考 |
|-------|--|------|-------|----|
|       |  |      | 円     |    |
| 合計    |  |      | 円     |    |

(2) 支給していない

上記のとおり、通学手当等支給状況を証明します。

年 月 日

代表者名

⑩

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

様

中泊町長

中泊町高等学校通学サポート助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった中泊町高等学校通学サポート助成金については、次のとおり交付することに決定（却下）しましたので、中泊町高等学校通学サポート助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付の内容

決定 ・ 却下

(却下した場合の理由)
- 2 交付決定額

円
- 3 助成対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

注1 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受け取った日から20日以内に、文書をもって交付申請を取り下げることができるものとする。

注2 虚偽の申請、不正な手段等により助成金の交付を受けた場合、助成金の返還を請求します。